

小牧市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく
財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別紙の
とおり公表する。

令和5年1月31日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

小牧市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

名 称 株式会社トヨタエンタプライズ

(所管部課：地域活性化営業部 商工振興課)

範 囲 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業のうち、次の施設管理業務に係る出納その他の事務の執行について

・公の施設の指定管理者監査

協定の名称	小牧勤労センターの管理及び運営に関する基本協定
協定の目的	民間事業者たる株式会社トヨタエンタプライズの能力を活用しつつ、地域住民等に対する行政サービスの効果及び効率を向上させ、もって勤労者はじめ市民の福祉を増進するため。
令和3年度指定管理料	107,576,683円
施設名	小牧勤労センター

2 監査の期間

令和4年8月25日から令和4年11月25日まで

3 監査の場所

小牧勤労センター

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、小牧市監査基準に準拠し、小牧勤労センターの管理及び運営に関する基本協定書、同施設の管理及び運営に関する年度協定書、事業報告書及び収支決算書の出納に係る書類等の提示を求め、関係職員より説明を聴取し、公の施設の管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおいて監査を実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者の施設管理業務に対する指導監督が適切に行われているかどうかにかんして主眼をおいて監査を実施した。

第2 事業の概要

1 監査団体の概要（令和4年3月31日現在）

(1) 設立年月日

昭和27年10月23日

(2) 主な事業

ホテル、旅館、浴場、食堂、飲食店、スポーツ施設および研修施設の経営ならびに賃貸

(3) 役員数

代表取締役社長1名、取締役専務執行役員2名

(4) 職員の状況

常勤職員4名、非常勤職員11名

2 指定管理事業の実施について

(1) 小牧市から指定管理者の指定を受け、次の業務を行っている。

①小牧勤労センターの利用の許可、又は不許可、許可の取消しその他利用許可に関する業務

②維持管理に関する業務

③上記に掲げるもののほか、同施設の管理に関し小牧市長が必要と認める業務

(2) 指定管理の事務手続

指定管理者の 指定根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第244条の2第3項 ・小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例第4条 																
基本協定締結日	平成30年2月28日																
年度協定締結日	令和3年4月1日																
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日																
年度協定期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日																
収入日及び収入額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">令和3年 5月31日</td> <td style="text-align: right;">19,499,999円</td> </tr> <tr> <td>令和3年 7月20日</td> <td style="text-align: right;">19,499,999円</td> </tr> <tr> <td>令和3年 9月30日</td> <td style="text-align: right;">19,499,999円</td> </tr> <tr> <td>令和3年11月30日</td> <td style="text-align: right;">19,499,999円</td> </tr> <tr> <td>令和4年 1月31日</td> <td style="text-align: right;">19,499,999円</td> </tr> <tr> <td>令和4年 3月31日</td> <td style="text-align: right;">19,500,005円</td> </tr> <tr> <td>令和4年 5月18日</td> <td style="text-align: right;">△9,423,317円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">107,576,683円</td> </tr> </table>	令和3年 5月31日	19,499,999円	令和3年 7月20日	19,499,999円	令和3年 9月30日	19,499,999円	令和3年11月30日	19,499,999円	令和4年 1月31日	19,499,999円	令和4年 3月31日	19,500,005円	令和4年 5月18日	△9,423,317円	計	107,576,683円
令和3年 5月31日	19,499,999円																
令和3年 7月20日	19,499,999円																
令和3年 9月30日	19,499,999円																
令和3年11月30日	19,499,999円																
令和4年 1月31日	19,499,999円																
令和4年 3月31日	19,500,005円																
令和4年 5月18日	△9,423,317円																
計	107,576,683円																
年度業務実績報告日	令和4年 4月30日																

(3) 令和3年度月別利用状況

(単位：人)

		研修施設	宿泊施設	体育館	テニスコート	合計
4月	件数	221	53	1,398	968	2,640
	人数	9,604	149	10,849	4,345	24,947
5月	件数	89	142	656	460	1,347
	人数	3,055	180	4,142	1,675	9,052
6月	件数	114	66	496	335	1,011
	人数	3,492	103	2,936	1,164	7,695
7月	件数	245	118	1,408	953	2,724
	人数	8,995	365	10,002	3,443	22,805
8月	件数	309	83	210	773	1,375
	人数	13,833	356	9,388	2,861	26,438
9月	件数	20	37	0	0	57
	人数	356	42	0	0	398
10月	件数	335	97	1,144	1,065	2,641
	人数	14,228	385	6,806	3,712	25,131
11月	件数	311	123	1,034	1,155	2,623
	人数	18,597	848	11,457	4,393	35,295
12月	件数	206	93	785	628	1,712
	人数	8,125	288	6,738	2,278	17,429
1月	件数	170	48	1,332	640	2,190
	人数	5,270	142	7,533	2,319	15,264
2月	件数	424	74	1,174	635	2,307
	人数	34,061	931	6,839	2,293	44,124
3月	件数	330	146	972	841	2,289
	人数	23,734	364	5,477	3,235	32,810
合計	件数	2,774	1,080	10,609	8,453	22,916
	人数	143,350	4,153	82,167	31,718	261,388
前年	件数	1,810	398	12,063	8,723	22,994
	人数	80,920	2,033	77,745	33,748	194,446
前年比	件数	964	682	△1,454	△270	△78
	人数	62,430	2,120	4,422	△2,030	66,942

(4) 収支状況

令和3年度の指定管理における収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	107,576,683	人 件 費	39,594,375
		需 用 費	18,247,178
		役 務 費	1,183,794
		委 託 料	23,857,006
		使用料及び賃借料	2,920,188
		原 材 料 費	50,859
		報 償 費	124,504
		事務局費・その他	14,349,310
		支 出 合 計	100,327,214
		残額（収支差額）	7,249,469
		支 出 ・ 収 支 差 額 合 計	107,576,683

第3 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指導監督状況等について監査を実施した結果、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

株式会社トヨタエンタプライズ及び商工振興課の監査の結果及び意見は次のとおりである。

《 共通 》

指摘事項

(1) 指定管理業務について

精算後に生じた返還不要の残額について、計上誤りがあった。

意見

- ・ 指摘事項に挙げたとおり、指定管理者において決算書類に記載誤りが見受けられた。市への返還が必要な科目ではなかったものの経費管理の基盤に関わる問題である。指定管理者において適正な経理処理に努めるとともに、所管課としても定期的なチェックを実施されたい。

《 株式会社トヨタエンタプライズ 》

意見

- ・ 空調設備に関する念入りなメンテナンスの実施や、電気料金の削減を目標とした最適な電気事業者の選定など、指定管理者が持つノウハウを活用されて事業に取り組まれている。
- ・ 利用者を対象としたアンケートの総合評価は5段階評価で評価4と高評価であり、利用者の声により宿泊施設に電子レンジを設置され好評を得ているとのことであった。施設に関しては築年数も経過しており制約もあるが、引き続き利用者の要望には耳を傾けて可能な範囲で応えられるよう努められたい。

《 商工振興課 》

意 見

- ・ 市から指定管理者に対して求める事項について、時期や目的に合わせた要求水準をチェックリスト形式でわかりやすく取りまとめるなど、双方がリストに基づいて対応を進められるような体制を目指されたい。
- ・ 指定管理者が構築している内部統制制度について組織内のルールなどを聞き取り、指定管理者内部における牽制機能が効果的に作用しているかを注視されたい。